

随意契約結果及び契約の内容

業 務 の 名 称	港湾整備における新たな地盤改良材の適用に関する研究委託
業 務 概 要	計画準備 1式 配合試験による効果の検討 海底地盤表層の強度増進や巻き上がり抑制効果の検討 1式 既存の固化材との併用効果の検討 1式 基礎的知見の収集による適用性の検討 1式 協議・報告 3回 成果物 1式
契約担当官等の氏名並びにその所属する部の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局広島港湾空港技術調査事務所長 池田朋広 国土交通省中国地方整備局広島港湾空港技術調査事務所 広島市南区宇品海岸3-10-28
契 約 年 月 日	令和3年8月24日
契 約 業 者 名	国立大学法人 広島大学
契 約 業 者 の 住 所	広島県東広島市鏡山1-3-2
契 約 金 額	4,860,670円(税込み)
予 定 価 格	4,860,670円(税込み)
随意契約によることとした理由	<p>本業務は、港湾整備における新たな地盤改良材の開発を目的として、セメント系固化材よりも低環境負荷である材料に着目し、配合試験や実験により港湾整備の適用性を検討するものである。</p> <p>なお、接着及び増粘効果による海底地盤表層の強度増進や巻き上がり抑制効果、セメントなどの既存の固化材との併用による軽量化などの効果が期待されるカゼインについて検討する。</p> <p>業務の遂行にあたっては、新たな地盤改良技術の開発に係る研究実績を有し、カゼインを地盤改良材として活用するにあたって必要なカゼインの特性など基本的な知見を有していること、また、自己修復機能を持つ地盤材料の開発に係る研究実績及び自己修復性を評価する能力を有していることが必要である。</p> <p>国立大学法人広島大学は、海底地盤を対象とする新たな地盤改良技術の開発や実海域での適用性の評価に係る研究成果があり、カゼインを地盤改良材として活用することで期待される強度などの力学的な特性に関する基礎的な知見を有している。また、自己修復機能を持つ地盤材料の開発に係る研究成果があり、自己修復性の評価を行うことができる能力を有している。さらに、巻き上がり抑制効果を評価可能な簡易装置を保有しているとともに、海水環境下での実験が可能なフィールドも整えている。以上のことから、本業務を遂行するに必要な十分な能力を有している。</p> <p>本業務を遂行するに必要な能力を有する者は、国立大学法人広島大学以外にも存在する可能性があることから、令和3年7月6日から令和3年7月26日までに本業務の業務受注希望者の公募を行った結果、上記の要件を満たす者が当該法人を除いて存在しないことが確認された。</p> <p>以上のことから、会計法第29条の3第4項（「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」）、予決令第102条の4第3項の規定に基づき、国立大学法人広島大学と随意契約を締結するものである。</p>
業 務 場 所	—
業 種 区 分	建設コンサルタント等
履 行 期 間 (自)	令和3年8月24日
履 行 期 間 (至)	令和4年3月18日
備 考	